

CHUO SOGO LPC NEWS



弁護士法人 CHUO SOGO LPC
中央総合法律事務所

大阪事務所 〒530-0004 大阪市北区堂島浜1丁目1番27号 大阪堂島浜タワー15階
電話 06-6676-8834(代表) / FAX 06-6676-8839
東京事務所 〒100-0011 東京都千代田区内幸町2丁目2番3号 日比谷国際ビル18階
電話 03-3539-1877(代表) / FAX 03-3539-1878
京都事務所 〒600-8008 京都市下京区四条通島丸東入長刀鉾町8番 京都三井ビル3階
電話 075-257-7411(代表) / FAX 075-257-7433

<http://www.clo.jp>

2024 秋号

2024年10月発行 第116号



ご挨拶

秋晴の候 暑かった夏もようやく過ぎ去り、爽やかな季節を迎えるようになりました。皆様におかれてはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

ご案内しておりましたとおり、弊所大阪事務所は本年8月26日より大阪堂島浜タワーに移転いたしました。移転に際し、多くの皆様から温かいお祝いやお心遣いをいただき、誠にありがとうございました。改めて心より感謝申し上げます。

さて、新事務所は快適な職場環境なのですが、一つ苦勞していることがあります。ゴミの分別です。ビルの規則で、ゴミの分別が10種類以上に細かく定められており、異なる種類のゴミが混ざっている場合には回収してもらえません。例えば、コンビニ弁当を食べた後は、容器をきちんと洗い、弁当殻と残飯を生ゴミとして分別しなければなりませんし、紙パックに付いているプラスチックの飲み口も分離する必要があります。とはいえ、SDGsの時代、言葉だけでなく、まずは身近なところから実践しようということで、一同、励行に努めています(もっとも、分別が面倒なため、買い食いが減り、ダイエットになるというプラス面もあるかもしれません)。

それはさておき、新事務所では会議室や執務室を拡充し、ワンフロアで弁護士間や職員とのコミュニケーションがより密接となり、全体として活気に満ちた雰囲気となっています。移転を機に、より一層の努力と研鑽を重ね、クライアントの皆様には質の高い法的サービスをご提供できるよう、全力を尽くす所存ですので、今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

本号では、5月20日に開催した東京事務所開設20周年記念セミナーの概要をご報告しております。また、法務コラムとして、近時のマネロン等金融犯罪対策の動向、労務分野からは事業場外みなし労働時間制の適用や育児介護休業法の改正、取引分野からは登記上の代表取締役住所の開示問題、下請法の行政基準の見直し、フリーランス保護法、米国EC実務など、親族関係では共同親権について、各弁護士が執筆しておりますので、ご一読いただければ幸いです。

昼夜の寒暖差が激しい季節柄、くれぐれもご自愛ください。

代表 マネージングパートナー 弁護士 中務 正裕



東京事務所開設20周年記念セミナー

「近時の企業コンプライアンスについて～テクノロジーの発展も踏まえて～」のご報告

去る5月20日(月)、当事務所は、東京事務所の開設20周年を記念して、「近時の企業コンプライアンスについて～テクノロジーの発展も踏まえて～」と題したセミナーを開催いたしました。当日は、約170名もの方々にご出席いただきました。

本セミナーでは、企業におけるコンプライアンス体制の構築という切り口で、近時のテクノロジーの発展に伴う最先端の法的論点も踏まえて、「不祥事対応」、「AIガバナンスとリスク管理」、「マネー・ローンダリング等の金融犯罪への対応」という3部構成で実施いたしました。以下、本セミナーの概要を報告いたします。



(錦野弁護士によるご挨拶)

第1 不祥事対応(第1部)

第1部では、鍛冶雄一弁護士、樫淵陽弁護士、木村俊太郎弁護士、今井稜弁護士より、各弁護士の経験・知見を踏まえて不祥事対応について講演を行いました。

企業不祥事が生じた場合には、不祥事の端緒を掴んだ初動段階における対応、本格的な調査、事実認定、その不祥事の原因分析や再発防止策の策定・実行など様々な対応を行っていく必要があります。

鍛冶弁護士からは、そのような一連の不祥事対応に関して、体制構築の必要性、被害の拡大防止も念頭に置いた初動対応の重要性、本格調査の進め方、件外調査の考え方などを説明いたしました。その上で、各論的に、木村弁護士からは背任事案を題材に初期調査における留意点について、今井弁護士からはハラスメントをテーマとしてヒアリングや事実認定、懲戒処分等について、樫淵弁護士からはUSBメモリの紛失事案を取り上げて具体的な原因分析や再発防止策の策定・実行等について、各自の考察を交えた解説をいたしました。

企業不祥事と一口に言っても様々なものがあります。その事案の内容・性質はもちろん、関与者や利害関係者など当該不祥事に関連する様々な事情によって必要かつ適切な対応は異なり得ますので、ご留意ください。

第2 AIガバナンスとリスク管理(第2部)

第2部では、山田晃久弁護士、土肥俊樹弁護士、小山詩音弁護士より、「AIガバナンスとリスク管理」について講演を行いました。

講演では、近時の生成AIの動向、企業における利活用事例や問題となった事例をご紹介した上で、経済産業省・総務省が策定した「AI事業者ガイドライン」について、特にAIガバナンスの構築に焦点を当てて説明いたしました。その後、AIに密接に関連する法分野のうち個人情報保護法と著作権法を取り上げて、AIを利活用する場合に留意すべき法的論点について解説いたしました。

AIは、昨今ビジネスの様々な場面での利活用が期待されていると同時に、悪用や情報の漏洩をはじめ多くのリスクが指摘されており、その取扱いについては国際的な議論も重ねられ、我が国においても、上記「AI事業者ガイドライン」が策定されるなど、その動向は目まぐるしく変化しております。セミナー後の懇親会でも、多くの参加者様からセミナーのご感想やAIに関するご質問を頂戴し、参加者様のご参考になる情報がお届けできたと実感しております。



(第2部の様子)

第3 マネー・ローンダリング等の金融犯罪への対応(第3部)

第3部では、金融庁への出向経験もある、錦野裕宗弁護士、國吉雅男弁護士、金澤浩志弁護士、高橋瑛輝弁護士、本行克哉弁護士、小宮俊弁護士より、「マネー・ローンダリング等の金融犯罪への対応」をテーマとしたパネルディスカッションを行いました。

まずパネルディスカッションに入る前の導入として、「日本における金融犯罪の現状」について、各金融犯罪の発生件数やマネロン事犯の検挙事件数が増加傾向にあることの解説を行った後、「態勢整備完了後の金融機関の対応」、「足元の金融犯罪への対応」、「取引制限に関する実務対応」といったテーマで、最新の動向や具体的な事例を交えたパネルディ

スカッションを行いました。

セミナー後、参加者様より多くのご質問を頂戴するなど、改めて本テーマに関するご関心の高さを感じました。日々マネロン等対策に対する目線が厳しさを増していることも踏まえ、今後も、マネロン・テロ資金供与対策に関する最新情報をタイムリーにお届けして参ります。



(第3部の様子)

第4 懇親会

セミナー後、隣接会場にて、ご参加いただいた皆様との懇親会を開催いたしました。セミナーに引き続き多くの方々にご出席いただき、当事務所からは、東京事務所に所属する弁護士のほか、大阪事務所・京都事務所の弁護士も参加し、和やかな雰囲気のなか、盛会のうちに閉会することができました。

お忙しい中ご出席いただきました皆様に厚く御礼申し上げます。



(國吉弁護士によるご挨拶)

(金澤弁護士によるご挨拶)

出向のご挨拶



弁護士
小山 詩音
(こやま・しおん)

<出身大学>
中央大学法学部
東京大学法科大学院

<経歴>
2022年12月
最高裁判所司法研修所修了
(75期)
第一東京弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律
事務所入所(東京事務所)

<取扱業務>
企業法務、民事法務、
商事法務、会社法務、
家事相続法務

弁護士 小山 詩音

この度、損害保険会社に企業内弁護士として出向させていただくこととなりました。出向期間は本年10月1日より2年間の予定です。

当事務所入所から約1年9ヶ月間、クライアントの皆様より多くのご相談をいただき、弁護士として貴重な経験を積ませていただきましたこと、心より感謝申し上げます。

出向先損害保険会社においては、保険業務に係る法規制への対応、保険業務について生じる法的問題への対応などに従事して参ります。保険業務は保険法や保険業法以外に多様な法規制と関係を有する業務でありますので、その最前線で活躍しておられる皆様の感覚や知見等を勉強させていただき、より保険業務に携わる皆様のニーズを把握させていただければと考えております。

クライアントの皆様には、当事務所を離れることによりご迷惑をおかけいたしますが、出向先損害保険会社での経験を踏まえ、一回り成長した状態で当事務所に復帰し、その際には、クライアントの皆様今まで以上の法的サービスを提供させていただく所存です。特に、保険業務に係る法規制への対応、保険業務について生じる法的問題への対応に係るご相談などに関してはよりよい法的サービスを提供できるよう研鑽して参りますので、今後ともご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

マネロン等金融犯罪対策の近時の動向と留意点

弁護士 高橋 瑛輝



弁護士
高橋 瑛輝
(たかはし・えいき)

<出身大学>
私立洛星高等学校 卒業
京都大学法学部 卒業
京都大学法科大学院 修了

<経歴>
2011年12月
最高裁判所司法研修所修了
(64期)、弁護士登録(大阪
弁護士会)
2016年1月
金融庁監督局総務課 課長
補佐(政策課、国際監督室、
法令等遵守調査室を併任)
2018年2月
金融庁検査局総務課 金融
証券検査官、仮想通貨モニタ
リングチーム モニタリング
管理官
2018年5月
事務所復帰
2020年4月~2022年3月、
2023年4月~
大阪弁護士会民暴委員会
副委員長
2020年9月
公認不正検査士登録

<取扱業務>
民事法務、商事法務、
金融法務、会社法務、
家事相続法務、知的財産権

第1 はじめに

多くの金融機関においては、金融庁が「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」への対応期限として指定していた2024年3月末までに基礎的な態勢整備を終えたことをもって一つの目標に到達したとの意識があると思われませんが、FATF第4次対日相互審査がそうであったように、2024年3月末は決してゴールではなく、整備した態勢をもとに金融犯罪と闘うためのスタートというべきものです。実際、上記期限以降も、マネロン等金融犯罪対策に関して様々な動きがあり、金融機関には、それを踏まえ適切な措置の実施が求められています。

具体的には、2024年4月に、金融庁の「マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問(FAQ)」(以下「FAQ」といいます。)が改訂されたほか、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議から「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画(2024-2026年度)」(以下「新行動計画」といいます。)が公表されています。また、5月には、多数の法人口座を悪用した大規模なマネロン事犯の検挙があり、法人ないし法人口座の悪用防止にも関心が高まりました。6月には、犯罪対策閣僚会議から「国民を詐欺から守るための総合対策」が公表されるとともに、金融庁から「マネー・ローンダリング等対策の取組と課題」(以下「取組と課題」といいます。)が公表されています。さらに、SNS型投資・ロマンス詐欺の被害額が令和5年において455億円超、令和6年においてはわずか半年で500億円超となるなど、詐欺被害について極めて深刻な状況が続く中、金融庁及び警察庁は、各金融機関に対し、詐欺被害に特有の入出金や送金パターンに着目した検知シナリオの適用や深度あるモニタリングの実施等を含む口座不正利用防止に向けた対策の強化を要請しています¹。

本稿では、こうしたマネロン等金融犯罪対策に係る最近の動きを踏まえ、金融機関において留意すべき点等について整理したいと思います。

第2 FAQの改訂

FAQの主な改訂内容としては、①リスクに応じた簡素な顧客管理(以下「SDD」といいます。)の適用対象顧客の要件の整理(6要件から3要件へ)、②継続的顧客管理における情報更新頻度に関する考え方の明確化、③情報更新に応じない顧客のリスク評価に関する考え方の明確化、④国際機関PEPsに関する記載の追加、⑤制裁

対象者指定後のリスト更新及び差分照合の実施期間の見直しです。

これらは、いずれも金融機関の実務に影響を及ぼすものであり、①②については、SDD対象顧客の拡大や情報更新頻度の柔軟化により、金融機関の負担軽減につながり得るものですが、SDD対象顧客の選定や情報更新頻度の妥当性を自ら検証する必要があるとされている点²には留意が必要です。

③について、情報更新ができないことのみをもって必ずしも高リスクとする必要はなく、取引履歴データ等を踏まえて顧客等のリスクを分析し、分析結果を顧客リスク評価に反映することになりますが、ここでも、そうした顧客群の管理状況・評価結果等の妥当性が定期的に検証され経営陣に報告されていることが必要である点に留意が必要³です。

規制緩和や柔軟化は、往々にして自らの責任において当該措置の妥当性を基礎づけなければならないという一種の説明責任の加重と表裏一体の関係にあります。今回のFAQ改訂における①~③についてもそのような視点で捉えることができます。したがって、今後は自らの措置の妥当性を検証し、それを説明できることが重要になると考えられ、必ずしも単純な負担軽減というわけではない点に留意が必要です。

なお、④は、各金融機関のリスク評価書(特定事業者作成書面等)への反映が必要と考えられる点に留意すべきです。⑤は、国連安保理決議等での経済制裁対象者等の指定後遅くとも24時間以内に自らの制裁リストに取り込み既存顧客との差分照合が直ちに実施されていましたが、外務省告示の発出日以降、速やかに制裁対象者リストの更新に着手し、合理的な期日までに差分照合を完了することが認められたものです。

第3 新行動計画

新行動計画において、金融機関に関連する項目としては、①金融機関等によるリスクベースアプローチ(RBA)に基づく取組の促進、②監督当局による金融機関等に対するRBAに基づく検査監督の実践、③取引モニタリングの共同システムの実用化です。

このうち①②に関連し、新行動計画において「金融機関等に対し、効果的かつ抑止力のある措置を実施する」という行動内容が掲げられている中、現状と課題では、対応期限までに必要な対応を完了した旨の報告があった金融機関に対

しても、「対応が著しく不十分であることが判明した場合には、必要に応じて個別に行政対応を検討・実施していく」とされています。したがって、検査結果に応じて業務改善命令も含む厳しい行政対応がなされる可能性も想定しておくべきと考えられます。

③は為替取引分析業に関連するものであり、今後の活用が期待される場所ですが、一方で、金融庁は、金融機関等においては「自らのリスクに応じた対応が求められており、その責任は金融機関等自身に帰属することから、為替取引分析業者を利用する場合であっても、委託する業務について一任することなく、各金融機関等においても提供を受けるサービスの品質を確認し、必要に応じ自ら追加の対応等を行う必要がある。」としている点に留意が必要です⁴。

第4 国民を詐欺から守るための総合対策

国民を詐欺から守る総合対策は、「被害に遭わせない」「犯行に加担させない」「犯罪者のツールを奪う」「犯罪者を逃がさない」という4つの視点から様々な対策が列挙されており、政府が総力を挙げて取り組む施策をまとめたものとされています。この中で金融機関に関連する項目としては、以下のものがあります。

- ①「被害に遭わせない」ための対策
- (1) 窓口における声かけ、一定基準に基づく警察への全件通報
 - (2) ATMでの振込制限・引出制限
 - (3) ATMでの携帯電話による通話に対する注意喚起
- ②「犯罪者のツールを奪う」ための対策
- (4) 詐欺被害と思われる出金・送金等の取引を検知する仕組み等の構築、検知能力の強化、不正利用防止措置
 - (5) 法人口座を含む不正な口座情報等について、疑わしい取引の届出など警察へ迅速な情報共有の推進
 - (6) 預貯金口座利用時の取引時確認の厳格化、顧客等への声掛け・注意喚起の徹底・強化による法人口座を含む預貯金口座等の不正利用防止対策の推進
 - (7) 在留外国人の在留期間に基づいた預貯金口座の管理の強化
 - (8) 非対面の本人確認手法のマイナンバーカードによる公的個人認証への原則一本化
 - (9) 金融機関に対する迅速な口座凍結依頼の実施

このうち、(4)(5)(6)(9)は、第1で挙げた金融庁から金融機関への要請事項へとつながっているものと考えられます。(8)は金融機関の実務への影響が大きいものですが、現時点では犯収法施行規則等の改正には至っておらず、今後の動向が注目されます⁵。なお、これらの施策は、マネー・ローンダリング対策に限られるものではなく、犯罪収益を生み出す前提犯罪の未然防止の趣旨をも含む対策であり、また、法令等で義務付けられるものに限られませんが、金融機関が広く「金融犯罪対策」ないし「顧客保護」の観点からも取り組むべき事項である

ことは間違いありません⁶。

第5 取組と課題

取組と課題では、上述の各施策をはじめ様々な事項が記載されていますが、ここでは「第4章 金融サービスの不正利用対策」に焦点を当てたいと思います。

この章で紹介されている取組として、①普段と異なる利用環境からのアクセスを適時・適切に捕捉するシステムを導入し、リアルタイムでのログイン謝絶や送金保留を実施、②不正送金事犯で使用されたIPアドレスや端末情報をブラックリスト化し、リスト登録先からのログインを自動謝絶、③モアタイム中(夜間)の振込上限額の変更依頼や新規振込先への送金依頼を自動保留し、即時での反映は行わず、翌営業日以降に反映、④24時間体制で、送金等個別取引の自動保留、自動謝絶や速やかな口座の凍結対応等を実施、⑤属人的な判断能力やノウハウに頼ることなく口座凍結の判断基準を明確に設定し、規程やマニュアル等にて明文化、⑥口座の売買・譲渡や収納代行などに見られる特有の挙動・振舞いに着目し、きめ細やかなモニタリングシナリオを設定、⑦不正利用の検知基準向上のため、日々の業務の中で把握した傾向等を、数日以内に既存のモニタリングシナリオや判断基準に反映、⑧モニタリングシナリオや判断基準の見直しを、月次以上の頻度で実施。加えて、定期的にシナリオや敷居値の有効性を検証、というものが挙げられます。もちろん、金融機関が対応すべき内容はこれらに限られるものではなく、日々対策の高度化を検討すべきですが、いずれにせよ、相対的に対策が劣る金融機関等では口座の不正利用が増加する傾向が把握されており、他方で、口座凍結に積極的に取り組む金融機関等では不正利用が抑止・減少する傾向にあるということが示されています⁷。したがって、これらを含む口座の不正利用対策で遅れをとれば、マネロン等金融犯罪対策のみならず、顧客保護の観点からも対応が不十分であると見られかねない点に留意が必要です。

第6 最後に

冒頭にも記載したとおり、金融犯罪との闘いは基礎的な態勢整備が完了したこれからが本番といえます。とりわけ、顧客保護にも関連する口座の不正利用対策については、必要な予算の確保やシステムの導入を積極的に行い、「相対的に対策が劣る」ことがないよう措置を講じることが重要です。

1 <https://www.fsa.go.jp/news/r6/ginkou/20240823/20240823.html>

2 取組と課題21頁。FAQII-2(3)【対応が求められる事項】⑨【Q11】。

3 FAQII-2(3)【対応が求められる事項】⑩【Q14】。

4 取組と課題9頁。

5 令和6年6月21日閣議決定「デジタル社会の実現に向けた重点計画」の工程表によれば、2024年度2Qから4Qにかけて、「パブリックコメントのうえ、改正内容決定」とされていますが、本稿執筆時点(令和6年8月26日)では確認できていません。

6 本稿の表題に「マネロン等金融犯罪対策」という語を用いたのも、前提犯罪の未然防止対策も含め一体的・総合的な対応が求められることを示す趣旨です。

7 取組と課題29～31頁。



弁護士
木村 俊太郎
(きむら・しゅんたろう)

<出身大学>
早稲田大学法学部
東京大学法科大学院(中退)

<経歴>
2022年4月
最高裁判所司法研修所修了
(74期)
第一東京弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律
事務所入所(東京事務所)

<取扱業務>
企業法務、民事法務、
商事法務、会社法務、
家事相続法務

事業場外みなし労働時間制(労働基準法第38条の2第1項)の適用について

弁護士 木村 俊太郎

令和6年4月16日、事業場外みなし労働時間制(労働基準法第38条の2第1項)の適用について、注目すべき最高裁判決(最三小判令和6年4月16日裁時1837号3頁)が言い渡されました。

本稿では、同裁判例について取り上げます。

第1 事案の概要

Xは、外国人の技能実習に係る監理団体であるYにおいて指導員として勤務し、自らが担当する実習実施者に対し2回以上の訪問指導を行うほか、技能実習生のために、来日時等の送迎、日常生活指導や急なトラブルの際の通訳を行うなど、主にYの事業場外で業務に従事していました。

Xは、Yの事業場外で行う業務に関し自らの具体的なスケジュールを管理しており、また、Yから携帯電話を貸与されていましたが、これを用いるなどして随時具体的に指示を受けたり報告をしたりすることはありませんでした。

Xの就業時間は午前9時から午後6時まで、休憩時間は正午から午後1時までと定められていましたが、Xが実際に休憩していた時間は就業日ごとに区々でした。また、Xは、タイムカードを用いた労働時間の管理を受けておらず、自らの判断により直行直帰することもできましたが、月末には、就業日ごとの始業時刻、終業時刻及び休憩時間のほか、訪問先、訪問時刻及びおおよその業務内容等を記入した業務日報をYに提出し、その確認を受けていました。

本件でXは、Yに対し時間外労働等に対する賃金の支払いを求めました。これに対しYは、XがYの事業場外で従事した業務の一部については、労働基準法第38条の2第1項にいう「労働時間を算定し難いとき」に当たり、Yは所定労働時間労働したものとみなされるため、時間外労働等に対する賃金の支払義務を負わないなどと主張して、これを争いました。

原審(福岡高判令和4年11月10日労経速2550号6頁)は、①Yは、Xが作成する業務日報の記載内容について、必要であればYから実習実施者等に確認することもできたため、ある程度の正確性が担保されていたといえること、②Yが業務日報の正確性を前提として、業務日報に基づき残業手当を支払う場合があったことを踏まえ、XがYの事業場外で従事した業務については労働基準法第38条の2第1項にいう「労働時間を算定し難いとき」に当たるとはいえないと判断しました。

第2 最高裁の判断

最高裁は、XがYの事業場外で従事した業務は、実習実施者に対する訪問指導のほか、技能実習生の送迎、生活指導や急なトラブルの際の通訳等、多岐にわたるものであったこと、及びXは、本件業務に関し、訪問の予約を行うな

どして自ら具体的なスケジュールを管理しており、所定の休憩時間とは異なる時間に休憩をとることや自らの判断により直行直帰することも許されていたものといえ、随時具体的に指示を受けたり報告をしたりすることもなかったことを指摘し、『業務の性質、内容やその遂行の態様、状況等、業務に関する指示及び報告の方法、内容やその実施の態様、状況等を考慮すれば、(略)上告人(Y)において、被上告人(X)の事業場外における勤務の状況を具体的に把握することが容易であったと直ちにはいい難い』(括弧は筆者)と判示した上で、原審が示した上記①は『単に業務の相手方に対して問い合わせるなどの方法を採用得ることを一般的に指摘するものにすぎず、実習実施者等に確認するという方法の現実的な可能性や実効性等は、具体的には明らかでない。』、また、上記②は『上告人(Y)は、本件規定を適用せず残業手当を支払ったのは、業務日報の記載のみによらずに被上告人(X)の労働時間を把握し得た場合に限られる旨主張しており、この主張の当否を検討しなければ上告人(Y)が業務日報の正確性を前提としていたともいえない上、上告人(Y)が一定の場合に残業手当を支払っていた事実のみをもって、業務日報の正確性が客観的に担保されていたなどと評価することができるものでもない』(括弧は筆者)として、原審の判断は『業務日報の正確性の担保に関する具体的な事情を十分に検討することなく、業務日報による報告のみを重視して、本件業務につき本件規定にいう「労働時間を算定し難いとき」に当たるとはいえないとしたものであり本件規定(労働基準法第38条の2第1項)の解釈適用を誤った違法がある』(括弧は筆者)と判示しました。

第3 まとめ

労働基準法第38条の2第1項は「労働者が労働時間の全部又は一部について事業場外で業務に従事した場合において、労働時間を算定し難いときは、所定労働時間労働したものとみなす。」として、労働時間の算定が困難な事業場外での労働について、その算定の便宜を図るために、労働時間みなしを行うことができることを定めています。

上記判例では、労働時間みなしを行う要件となる「労働時間を算定し難いとき」の該当性につき判断が下されたものであり、事業場外での業務の遂行の状況等について業務日報を通じて報告を受けていたことのみを重視して労働基準法第38条の2第1項にいう「労働時間を算定し難いとき」に当たるとはいえないとした原審の判断を否定しており、事業場外みなし労働時間制の実務運用に対して大きな影響を与える可能性があります。

登記上の代表取締役の住所の非開示について

弁護士 小山 詩音



弁護士
小山 詩音
(こやましおん)

<出身大学>
中央大学法学部
東京大学法科大学院

<経歴>
2022年12月
最高裁判所司法研修所修了
(75期)
第一東京弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律
事務所入所 (東京事務所)

<取扱業務>
企業法務、民事法務、
商事法務、会社法務、
家事相続法務

第1 はじめに

令和6年4月16日、商業登記規則等の一部を改正する省令(令和6年法務省令第28号)が公布され、商業登記規則(以下「規則」といいます。)が改正され(以下「本改正」といいます。)、**「代表取締役等住所非開示措置」**(規則第31条の3柱書)が新設されました。本改正は同年10月1日に施行されます。本稿では「代表取締役等住所非開示措置」について解説することといたします。

第2 代表取締役等住所非開示措置の概要

- 1 「代表取締役等住所非開示措置」とは株式会社がある一定の登記の申請をする場合において、当該登記により登記簿に住所を登録する代表取締役、代表執行役又は代表清算人(三者を併せて以下「代表取締役等」といいます。)の住所について、登記事項証明書又は登記事項要約書に行政区画以外のものを記載しない措置です(規則第31条の3柱書)。
- 2 代表取締役等の氏名及び住所は登記事項とされているため(会社法第911条第3項第14号、同条第23号ハ、同法第928条第1項第2号)、本改正以前は登記事項証明書又は登記事項要約書の交付(商業登記法第10条、同法第11条)や登記情報提供サービス¹を利用することで、何人でも有料で、株式会社の代表取締役の住所情報を入手することができるとなっていました。しかしながら、本改正により、株式会社は、代表取締役等の住所が最小行政区画、すなわち市区町村まで(東京都においては特別区まで、指定都市においては区まで)しか登記事項証明書、登記事項要約書及び登記情報提供サービスにおいて表示されない措置を申し出ることができるようになります²。

第3 代表取締役等住所非開示措置の要件

- 1 代表取締役等住所非開示措置の要件は①代表取締役等の住所が登記されることとなる登記の申請と同時に申し出ること及び②所定の書面を提出することとされています³。
- 2 上記①の代表取締役等の住所が登記されることとなる登記とは以下の登記をいいます(規則第31条の3柱書)。
 - ア 株式会社の設立の登記
 - イ 本店を他の登記所の管轄区域内に移転した場合の新所在地における登記
 - ウ 代表取締役若しくは代表執行役の就任若しくは住所変更による変更の登記
 - エ 清算人の登記
 - オ 代表清算人の就任若しくは住所変更による変更の登記
- 3 なお、代表取締役等住所非開示措置は上記の登記の申請と同時に申し出ることが要件となっているため、既に登記がされている代表取締役等の住所について、代表取締役等住所非開示措置の申出のみを行うことはできません⁴。
- 4 申出の際に提出する書面は、上場会社である株式会社と上場会社でない株式会社で異

なります。

- 5 上場会社である株式会社の場合は、株式会社の上場がされていることを認めるに足りる書面ですが、既に代表取締役等住所非開示措置が講じられている場合は不要となります(規則第31条の3第1項第3号)。
- 6 上場会社でない株式会社の場合は、(1)株式会社が受取人として記載された書面がその本店の所在場所に宛てて配達証明郵便により送付されたことを証する書面等、(2)代表取締役等の氏名及び住所が記載されている市町村長等による証明書、(3)株式会社の実質的支配者の本人特定事項を証する書面が所定の書面となります⁵。
この点、既に代表取締役等住所非開示措置が講じられている場合は(1)と(3)が不要となり、(2)については代表取締役等住所非開示措置の申出を行う際の登記申請書に添付されている場合は不要となります(規則第31条の3第1項第1号及び第2号)。
また、(3)は株式会社が一定期間に実質的支配者リストの保管の申出を行っている場合は不要となります(規則第31条の3第1項第1号ハ)。

第4 代表取締役等住所非開示措置の注意点

- 1 代表取締役等住所非開示措置は、あくまで登記された住所を非開示とするものであり、登記義務を免除する措置ではないことにはご留意ください。
- 2 また、法務省は、代表取締役等住所非表示措置が講じられた場合には、登記事項証明書等によって会社代表者の住所を証明することができないこととなるため、金融機関から融資を受けるにあたって不都合が生じたり、不動産取引等にあたって必要な書類(会社の印鑑証明書等)が増えたりするなど、一定の影響が生じることが想定されるとのデメリットを指摘しています⁶。
- 3 なお、代表取締役等住所非開示措置については今後、通達が公表される予定ですので、その内容にも留意する必要があります。

第5 まとめ

代表取締役等住所非開示措置は、代表取締役等のプライバシー保護の点では有用な措置である一方、登記事項証明書等によって会社代表者の住所を証明することができないこととなり、会社の取引における手間が増えるなどのデメリットも懸念されるため、その申出を行うにあたっては、自社の取引への影響を考慮する必要があります。

1 https://www1.touki.or.jp/news/1715_info.html
2 法務省「代表取締役等住所非開示措置について」(https://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00210.html、令和6年8月4日最終閲覧)
3 法務省・前掲注2
4 法務省「商業登記規則等の一部を改正する省令案」に関する意見募集の結果について(令和6年4月16日(<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/download?seqNo=0000273035>、令和6年8月4日最終閲覧))
5 法務省・前掲注2
6 法務省・前掲注2



弁護士

木村 瑠志
(きむら・りゅうじ)

<出身大学>
中央大学法学部
東京大学法科大学院

<職歴>
2023年12月
最高裁判所司法研修所修了
(76期)
第一東京弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律
事務所入所(東京事務所)

<取扱業務>
民事法務、一般企業法務/
会社法務、家事相続法務、
訴訟・紛争解決

第1 はじめに

令和6年5月24日、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律」(以下「本改正法」といいます。)が成立しました。本改正法は、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(以下「育児介護休業法」といいます。)&「次世代育成支援対策推進法」(以下「次世代法」といいます)の一部を改正するものであり、基本的には令和7年4月1日から、一部は公布日(令和6年5月31日)もしくは公布の日から1年6月以内の政令で定める日に施行されます。

本改正は、「子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充」、「育児休業の取得状況の公表義務の拡大や次世代育成支援対策の推進・強化」及び「介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等」の3項目に分けることができることから、本稿では、それぞれの項目に係る主な改正概要について解説することといたします。

第2 子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充

1 事業主による措置の義務化

本改正により、3歳以上の小学校就学前の子を養育する労働者に対して、「柔軟な働き方を実現するための措置」を講じることが事業主の義務として、新たに定められました。事業主は、以下の制度の中から、2つ以上の制度を選択して措置することが必要となります(改正後育児介護休業法第23条の3第1項)。

- ・ 始業時刻変更等の措置
- ・ 在宅勤務等の措置
- ・ 育児のための所定労働時間の短縮措置
- ・ 新たな休暇を付与する措置(1年につき10労働日の利用をすることができるものであることが必要です。)
- ・ 保育施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与(ベビーシッターの手配及び費用負担等)

上記措置を行った事業主は、当該措置の個別の周知、意向確認をする必要があり、労働者はその中から1つを選択できるようになります。

また、労働者が妊娠・出産を申し出た際や、子どもが3歳になる前に、仕事と育児の両立に関する個別の意見の聴取・配慮が事業主に義務付けられます(改正後育児介護休業法第21条第2項、第3項、同法第23条の3第6項)。

なお、上記「柔軟な働き方を実現するための措置」は、労使協定により、勤続期間が1年に満たない労働者もしくは、1週間の所定労働日数が2日以下の労働者を対象から除外することが認められます(改正後育児介護休業法第23条の3第3項)。

当該制度に関する改正は、公布の日から1年6月以内の政令で定める日に施行されますので、遅くとも令和7年11月には施行されることとなります。

2 制度対象の拡大

現行法では、3歳に満たない子を養育する労働者は、事業主に請求することにより、子どもが3歳となるまで、所定労働時間を超える労働を制限させることができ、残業が免除されます。本改正により、対象となる労働者の範囲が、3歳になるまでの子を養育する労働者から、小学校就学前の子を養育する労働者まで拡大されます(改正後育児介護休業法第16条の8第1項)。

子の看護休暇に関しては、現行法上、小学校就業前の子を養育する労働者は、子どもの病気・けが、予防接種や健康診断等を理由に、事業主に申し出ることによって、1年度中5労働日を限度として(養育する小学校就業前の子が2人以上の場合は、10労働日)、休暇を取得することが出来ます。本改正により、この「看護休暇」が「看護等休暇」と改められ、負傷や疾病の場合に加え、子どもの感染症による出席停止や、子どもの教育、保育に係る行事(入園式、卒園式及び入学式等)へ参加するために休暇を取得することが可能となります。また、対象となる子どもの範囲が、小学校就業前から、小学校3年生まで拡大されます(改正後育児介護休業法第16条の2第1項)。さらに、現行法上は、勤続6月未満の労働者に関しては、労使協定によ

り、看護休暇の取得を認めないことが可能でしたが、本改正によりそれが廃止され、勤続年数による制限なく、看護等休暇の取得が可能となります。

3 努力義務の新設

本改正により、3歳になるまでの子どもを養育する労働者に関し、事業者はテレワークを利用できる措置を講ずることが努力義務となりました(改正後育児介護休業法第24条第2項)。

第3 育児休業の取得状況の公表義務の拡大や次世代育成支援対策の推進・強化

1 育児休業の取得状況の公表義務の拡大

現行法では、育児休業の取得促進のため、常時雇用する労働者の数が1,000人を超える事業主は、育児休業等の取得状況として、育児休業等の取得割合または育児休業等と育児目的休暇の取得割合を公表することが義務付けられています。本改正により、公表を義務付けられる事業主の範囲が拡大し、常時雇用する労働者の数が300人を超える事業主は、公表を義務付けられることとなります(改正後育児介護休業法第22条の2)。

2 次世代育成支援対策の推進・強化

現行次世代法により、常時雇用する労働者の数が100人を超える事業主は、次世代育成支援対策に関する計画を策定し、厚生労働大臣に届け出る必要がありますが、本改正により、当該計画策定時に、育児休業の取得状況に係る状況把握・数値目標の設定が義務付けられます(改正後次世代法第12条第3項)。

3 次世代法の有効期限の延長

次世代法は、有効期限が令和7年3月31日とされる限時法でしたが、本改正により有効期限が、令和17年3月31日まで延長され、次世代育成支援対策の推進・強化が図られることとなりました。

第4 介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等

1 仕事と介護の両立支援制度利用促進のための措置

本改正により、事業者は家族の介護に直面した労働者に対し、仕事と介護の両立支援制度について個別の周知及び意向確認の措置が義務付けられます。個別周知・意向確認は、面談、書面の交付、FAX、電子メールにより行うものとされています(後者2つは、労働者が希望する場合のみ実施することができます)。また、介護に直面する前の早い段階(40歳に達した日の属する年度の初日から末日まで、

または、40歳に達した日の翌日から起算して1年間)で事業主は両立支援制度等に関する情報提供をする義務を負います(改正後育児介護休業法第21条第2項、第3項)。

さらに、事業者は、仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい雇用環境の整備として、介護休業に係る研修または相談体制の構築等を実施する必要があります(改正後育児介護休業法第22条第4項)。

2 介護休暇の利用を拡大する措置

現行法上、介護休暇についても、看護休暇と同様に勤続6月未満の労働者に関しては、労使協定により、介護休暇の取得を認めないことが可能でしたが、本改正によりそれが廃止されることとなります(改正後育児介護休業法第16条の6第2項)。

3 努力義務の新設

本改正により、要介護状態の対象家族を介護する労働者に関し、事業者はテレワークを利用できる措置を講ずることが努力義務となりました(改正後育児介護休業法第24条第4項)。

第5 最後に

以上、本改正の概要について解説いたしました。本改正により、育児、介護を行う労働者にとっては、キャリアとの両立を図りやすくなる一方で、事業主としては、本改正施行に向け、種々の制度構築が必要となります。厚生労働大臣は、事業主の負う諸義務について、事業者から報告を求め、又は助言、指導、勧告をすることができ(育児介護休業法第56条)、義務に違反しかつ勧告に従わない場合には、その旨公表がなされるおそれ(改正後育児介護休業法第56条の2)がございますのでご留意ください。

なお、本改正との関係で対応が必要な事項の詳細につきましては、本改正に関する厚生労働省のHPもご参照いただければと思います。

○参考文献

- ・厚生労働省「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の概要」(<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000788616.pdf>、令和6年8月7日最終閲覧)
- ・厚生労働省「育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法 改正ポイントのご案内」令和6年5月(<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/001259367.pdf>、令和6年8月7日最終閲覧)
- ・厚生労働省「育児・介護休業法の改正を踏まえた主な省令事項(案)」令和6年6月26日(<https://www.mhlw.go.jp/content/11901000/001268163.pdf>、令和6年8月7日最終閲覧)

フリーランス保護法について

弁護士 中村 優介



弁護士
中村 優介
(なかむら・ゆうすけ)

<出身大学>
大阪大学法学部法学科
京都大学法科大学院

<経歴>
2023年12月
最高裁判所司法研修所修了
(76期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律
事務所入所(大阪事務所)

<取扱業務>
民事法務、商事法務、
会社法務、家事相続法務

これまで、フリーランスは、原則として労働基準法の適用対象とならず、一定の場合には下請代金支払遅延防止法(以下、「下請法」といいます。)の適用もないため、不利な立場に置かれる状況にありました。そこで、令和6年11月1日、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」(以下、「本法」といいます。)が施行されることとなりました。本稿では、下請法との比較をしながら、適用対象、これまで問題となってきた発注書の未受領や報酬の支払いに関する保護を中心に解説します。

第1 適用対象等

本法は、下請法と類似の規制が含まれていますが、以下にご説明する「特定業務委託事業者」が「特定受託事業者」に対し、「業務委託」をする場合に適用され、それぞれ下請法にいう「親事業者」「下請事業者」「製造委託等」より広い意味合いとなっています。

1 業務委託(本法第2条第3項)

業務委託とは、事業者がその事業のために他の事業者に対し、①物品の製造(加工を含む。)、②情報成果物の作成、③役務の提供を委託する行為をいいます。

なお、①及び②について、委託事業者が自ら用いる物品の製造又は自ら用いる情報成果物の作成も含まれるところ、下請法のように、「事業者がその使用し又は消費する物品の製造を『業として行う』場合」(下請法第2条第1項)「事業者がその使用する情報成果物の作成を『業として行う』場合」(下請法第2条第3項)といった限定はありません。また、③についても、本法における「役務の提供」は、「他の事業者をして自らに役務の提供をさせることを含む。」と明示されたため、委託事業者が他者に提供する役務に限らず、委託事業者が自ら用いる役務も含まれます¹。なお、「修理委託」(下請法第2条第2項)は、本法の「役務の提供」に含まれます²。

本法では、「事業者間における委託行為」が対象であるため、消費者との間の取引や売買などの委託以外の取引は対象にはなりません。

2 特定受託事業者(本法第2条第1項)

特定受託事業者とは、①個人であって、従業員を使用しないもの、②法人であって、一の代表者以外に他の役員がなく、かつ、従業員を使用しないもののいずれかに該当するものをいいます。

「従業員を使用」とは、1週間の所定労働時間が20時間以上、かつ、継続して31日以上の雇用が見込まれる労働者を雇用することをいいます。なお、事業に同居親族のみを使用している場合には、「従業員を使用」に該当しません³。

①は「フリーランス」の一般的なイメージに近いですが、②の場合の一人社長の場合も「特定受託事業者」に該当することには留意する必要があります。

下請法では、「親事業者」の資本金等の額や取引内容によって、「下請事業者」に該当するか否かが変わっていましたが、本法はそのような発注者側と受注者側との相関関係のある定義となっておりません。

3 業務委託事業者及び特定業務委託事業者(本法第2条第5項、第6項)

業務委託事業者とは、特定受託事業者に業務委託をする事業者をいいます(同条第5項)。特定受託事業者に業務委託をしているといえるかは実質的に判断されるため⁴、特定受託事業者との業務委託契約の相手方であることだけをもって「業務委託をする事業者」に該当するとは限らないことには留意が必要です。また、個人事業者や一人社長も、「業務委託事業者」に該当し得ることに留意が必要です。

特定業務委託事業者とは、業務委託事業者であり、①個人であって、従業員を使用するもの、②法人であって、二以上の役員があり、又は従業員を使用するもののいずれかに該当するものをいいます(同条第6項)。

下請法とは異なり、資本金が1000万円以下の法人若しくは個人が発注者となる場合についても規制対象となります。

業務委託事業者及び特定業務委託事業者に課される義務、禁止行為は次表のとおりになります。

	書面等による取引条件の明示等	期日における報酬支払等	募集情報の確表示	係わる体制整備	ハラスメント対策に	特定業務委託事業者の遵守事項	育児介護等と業務の両立に対する配慮	中途解約等の事前予告理由開示
事業者	○	—	—	—	—	—	—	—
特定業務委託事業者	1か月未満の業務委託	○	○	○	○	—	—	—
	1か月以上の業務委託	○	○	○	○	○	—	—
	6か月以上の業務委託	○	○	○	○	○	○	○

第2 書面等による取引条件の明示等(本法第3条、本法規則第1条)

本法は、下請法が製造委託等にあたって一定事項を記載した発注書面を必要とすることと同様に、業務委託事業者が特定受託事業者に対して業務委託をする場合、書面により明示すべき事項が、本法第3条及び公正取引委員会規則第3号(以下、「本法規則」といいます。)に定められています。

明示すべき事項のうちその内容が定められないことにつき正当な理由があるもの(以下、「未定事項」といいます。)は明示を要しません。ただし、この場合、当該事項の内容が定められた後直ちに、明示しなければならないとされています。

下記事項が一定期間における業務委託について共通したものである事項(以下、「共通事項」といいます。)として、あらかじめ書面の交付又は電磁的方法により示したときは、共通事項を都度明示することは不要です(本法規則第3条)。そして、共通事項の明示については、当該共通事項の有効期間を併せて明示する必要があります⁵。

- ① **業務委託事業者及び特定受託事業者の商号、氏名若しくは名称又は事業者別に付された番号、記号その他の符号であって業務委託事業者及び特定受託事業者を識別できるもの**
- ② **業務委託をした日**
- ③ **特定受託事業者の給付(提供される役務)の内容**
- ④ **特定受託事業者の給付を受領し、又は役務の提供を受ける期日(期間を定める場合にはその期間)**
- ⑤ **特定受託事業者の給付を受領し、又は役務の提供を受ける場所⁶**
- ⑥ **特定受託事業者の給付の内容について検査をする場合は、その検査を完了する期日**
- ⑦ **報酬の額⁷及び支払期日**
- ⑧ **現金以外の方法で報酬を支払う場合の明示事項**
- ⑨ **(未定事項がある場合)未定事項の内容が定められない理由及び未定事項の内容を定められる予定期日**

第3 報酬の支払期日等(本法第4条)

報酬の支払期日は、次のとおりの期間内に、具体的な日を特定できるよう定めなければなりません(「末日まで」「●日以内」といった定め方は認められません)。また、報酬の支払期日が定められなかったときには同条第2項及び第4項においてみなし規定が定められています。

【原則】

検査をするかどうかを問わず、特定業務委託事業者が特定受託事業者の給付を受領した日を1日目として**60日以内**のできる限り短い期間内(同条第1項)

【再委託の場合の例外】

元委託者から業務委託を受けた特定業務委託事業者が、当該業務委託に係る業務の全部又は一部について特定受託事業者に再委託した場合、元委託支払期日を1日目として**30日以内**のできる限り短い期間内(同条第3項)

第4 特定業務委託事業者の遵守事項(本法第5条)

特定業務委託事業者かつ継続的委託の場合の遵守事項(禁止事項)は、本法第5条に定められています。

- ① **受領拒否(同条第1項第1号)**
- ② **報酬の減額(同項第2号)**
- ③ **返品(同項第3号)**
- ④ **買ったたき(同項第4号)**
- ⑤ **購入・利用強制(同項第5号)**
- ⑥ **不当な経済上の利益の提供要請(同条第2項第1号)**
- ⑦ **不当な給付内容の変更及び不当なやり直し(同項第2号)**

下請法と異なり、有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止(下請法第4条第2項第1号)及び割引困難な手形の交付の禁止(同項第2号)が設けられていません。

報復措置の禁止(同条第1項第7号)は、特定業務委託事業者のみならず、業務委託事業者を対象として、本法第6条第3項に規定されています。

第5 ハラスメント対策に係わる体制整備義務⁸(本法第14条)

本法では、第2条第2項において、特定受託業務従事者(特定受託事業者である個人及び特定受託事業者である法人の代表者)という定義を設けています。

本法は、下請法と異なり、労働基準法の適用がない特定受託業務従事者の労働環境を保護する観点からの規制も設けられています。特定業務委託事業者に、次に掲げるハラスメントにより、特定受託事業者である個人及び特定受託事業者である法人の代表者の就業環境を害することのないよう、相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置を講じることが求められています(本法第14条第1項)。

- ① **業務委託におけるセクシュアルハラスメント(同項第1号)**
- ② **業務委託における妊娠・出産等に関するハラスメント(同項第2号)**
- ③ **業務委託におけるパワーハラスメント(同項第3号)**

また、特定業務委託事業者は、特定受託業務従業者が第1項の相談を行ったこと等を理由として、業務委託に係る契約の解除その他の不利益な取扱いをしてはならないとされています(本法第14条第2項)。

第6 本法と下請法の適用関係

本法と下請法のいずれにも違反する行為については、原則として本法が優先適用されます。そのため、本法第8条に基づく勧告の対象となった行為について、重ねて下請法第7条に基づく勧告がされることはありません。

第7 終わりに

本法によりいわゆるフリーランスや一人社長の保護が図られることになりました。しかしながら、厚生労働省の説明資料でも「最低限の規律を設ける」と説明されており、今後も新たな規律が追加されることが予想されるため、今後の動向にも注目する必要があります。発注事業者側及び受注者側のいずれであっても、本法の適用があるのか、適用がある場合に何が義務とされるのかなど判断できないことがありましたら、お気軽にご相談ください。

- 1 公正取引委員会・厚生労働省「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の考え方」5頁(令和6年5月31日)
(<https://www.mhlw.go.jp/content/001259281.pdf>)
- 2 厚生労働省「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律Q&A」6頁
- 3 前掲注1)3頁
- 4 前掲注1)6頁
- 5 前掲注1)13頁
- 6 前掲注1)9頁。委託内容に給付の受領場所等が明示されている場合や給付の受領場所等の特定が不可能な委託内容の場合、場所の明示は要しないとされています。
- 7 前掲注1)9頁。報酬の具体的な金額を定めるための算定方法の明示でも認められています。ただし、この算定方法は、算定根拠となる事項が確定後に具体的な金額が自動的に確定するものである必要があります。
- 8 詳細については、「特定業務委託事業者が募集情報の的確な表示、育児介護等に対する配慮及び業務委託に関して行われる言動に起因する問題に関して講ずべき措置等に関して適切に対処するための指針(令和6年厚生労働省令94号)」21-59頁に記載されています
(<https://www.mhlw.go.jp/content/001259279.pdf>)
- 9 公正取引委員会「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律と独占禁止法及び下請法との適用関係等の考え方」1頁(令和6年5月31日)

弁護士 岩城 方臣
 弁護士 峯川 弘暉



弁護士
 岩城 方臣
 (いわき・まさおみ)

<出身大学>
 一橋大学法学部
 大阪市立大学法科大学院

<経歴>
 2012年12月
 最高裁判所司法研修所修了
 (65期)
 大阪弁護士会登録
 2016年4月
 大阪府貝塚市行政不服審理員
 就任
 2018年1月
 佐野簡易裁判所司法委員就任

<取扱業務>
 不動産法務、人事・労務、
 独占禁止法・下請法、事業承継、
 企業法務、医療機関法務



弁護士
 峯川 弘暉
 (みねかわ・ひろき)

<出身大学>
 京都大学法学部
 京都大学法科大学院

<経歴>
 2022年12月
 最高裁判所司法研修所修了
 (75期)
 大阪弁護士会登録
 2023年1月
 弁護士法人中央総合法律
 事務所入所(大阪事務所)

<取扱業務>
 民事法務、商事法務、
 会社法務、家事相続法務

第1 はじめに

近時、公正取引委員会が大手自動車メーカー系列の車体製造会社に対し、部品の製造に必要な金型を複数の下請事業者は無償で保管させたことなどを理由に再発防止を勧告するなど、下請法関連違反に関する報道が増えています。本稿では、重要性を増していく下請法に関して、近時の改正の動きをご説明いたします。

第2 買ったたきに関する運用基準の改正について

下請法第4条第1項第5号は「下請事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額を不当に定める」行為を「買ったたき」として禁止していますが、その解釈を明らかにするために公正取引委員会が定めている運用基準第4の5(1)が、令和6年5月27日に改正されました¹。

今般の改正は、通常支払われる対価を把握することができないか又は困難である給付について、例えば当該給付が従前の給付と同種又は類似のものである場合には、「通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額」(下請法第4条第1項第5号)を下記アイのとおり例示することで、下請法の解釈・考え方を明確化するものです。

- ア 従前の給付に係る単価で計算された対価に比し著しく低い下請代金の額
 イ 当該給付に係る主なコスト(労務費、原材料価格、エネルギーコスト等)の著しい上昇を、例えば、現在賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの経済の実態が反映されていると考えられる公表資料から把握することができる場合において、据え置かれた下請代金の額

アについては、現行の下請法基準から趣旨・内容に変更はありませんが(運用基準改正に関するパブリックコメントNo.6)、イについては、据え置かれた下請代金も「買ったたき」に当たり得ることを明確化するものであり、重要な改正と考えられます。

第3 手形等が下請代金の支払手段として用いられる場合の指導基準の変更について

手形等(手形、一括決済方式又は電子記録債権)が下請代金の支払手段として用いられる場合の指導基準についても、令和6年4月30日に変更されました²。中小企業庁及び公正取引委員会は、従前、繊維業は90日、その他の業種は120日を超えるサイト(手形交付から満期日までの期間)の手形等について、下請法が交付を禁止する「割引困難な手形」等に該当するおそれがあるものとして行政指導の対象としていました。しかし、今般の基準変更により、令和6年11月1日以降については、業種を問わず60日を超えるサイトの手形等を下請代金の支払手段として交付する場合は行政指導の対象となり得ることになりました。なお、中小企業庁は、公正取委員会

と連名で、各産業の業界団体等に対し、下請法対象外の取引についても、手形等のサイトを60日以内に短縮する、代金の支払いをできる限り現金によるものとするなどサプライチェーン全体での支払手段の適正化に努めるよう要請文を发出しています³。事業者団体への要請という形式ではありますが、政府も2026年をめどに約束手形の利用廃止に向けた取組を進めており、手形の利用については、下請取引が否かにかかわらず、今後も注視が必要といえます。

第4 下請法改正の動きについて

以上のような運用基準・指導基準の改正にとどまらず、下請法自体についても、現在、①受注企業と協議せず価格の据え置きを強いる行為が「買ったたき」にあたることを下請法に明記する改正と、②荷主と運送事業者の取引を下請関係とみなす改正が検討されています。令和6年7月22日に有識者会議の初会合が開かれ、今後議論が進み、早ければ来年の通常国会に下請法の改正案が提出される可能性があります。

このうち①の改正案に関しては、先述した運用基準第4の5(1)の改正は、あくまで通常支払われる対価を把握することができないか又は困難である給付について、「通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額」を例示するものにとどまるところ、①のような内容で下請法が改正されると、価格の据え置き自体が買ったたきに当たり得ることが、より一層明確になるものと思われます。

また、②の改正案に関しては、荷主と運送事業者の取引については、自ら用いる役務の委託として下請法の適用を受けない場合が多く、これまでは、荷主による優越的地位の濫用を規制するために、公正取引委員会が独占禁止法上の告示である「物流特殊指定」を定め、一定の種類の荷主と運送事業者の取引を独占禁止法の規制対象としていました。しかし、トラック運転手の減少による「物流2024年問題」を受け、運送事業者に対して適正な賃金を支払うことの重要性がより意識されるようになり、荷主と運送事業者間の取引を下請法の規制対象とする改正が議論されるようになりました。現状の「物流特殊指定」でも下請法と類似の規制が課されていますが、下請法の対象になることで、より機動的なエンフォースメントが可能になると思われます。

更に、有識者会議では、「下請け」の名称についても、大企業と対等でなく従属関係にある印象を与えているとして、名称を変更する必要性を議論することが確認されました。最終的にどのような改正案となるかは議論の推移を見守る必要がありますが、今後、下請事業者保護のための法改正や運用が活発化していくものと思われます。

- 1 公正取引委員会「(令和6年5月27日)「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」の改正について」(令和6年8月13日最終閲覧)
- 2 公正取引委員会「(令和6年4月30日)「手形が下請代金の支払手段として用いられる場合の指導基準の変更について」の発出について」(令和6年8月13日最終閲覧)
- 3 令和6年4月30日20240423中庁第4号・公取企第153号「手形等のサイトの短縮への対応について」



弁護士
町田 諒一郎
(まちだりょういちろう)

<出身大学>
立命館大学法学部
京都大学法科大学院

<経歴>
2022年12月
最高裁判所司法研修所修了
(75期)
大阪弁護士会登録
2023年1月
弁護士法人中央総合法律
事務所入所(大阪事務所)

<取扱業務>
民事法務、商事法務、
会社法務、家事相続法務

父母の離婚後等の子の養育に関する見直し(共同親権)について

弁護士 町田 諒一郎

第1 はじめに

令和6年5月17日、民法等の一部を改正する法律が成立し、同月24日に公布されました。この法律は、父母の離婚等に直面する子の利益を確保するため、子の養育に関する父母の責務を明確化するとともに、親権・監護、養育費、親子交流、養子縁組、財産分与等に関する民法等の規定を見直すものです。この法律は、一部の規定を除き、令和8年までに施行される見直しとなっております。本稿では、その中で導入された共同親権に関する民法改正について解説いたします。

第2 親権に関する民法改正の背景

現在の民法では、婚姻中の父母に関しては共同親権が認められています(民法第818条第3項)、離婚後は父または母のどちらか一方を親権者に指定しなければなりません(単独親権、(民法第819条第1項、第2項))。しかし、単独親権には、子の養育の在り方が多様化しているにもかかわらず単独親権しか認められないことの弊害、養育費・親子交流の取決率及び履行率が低調であること、そして、そもそも、離婚したとしても、親子であることには変わりはなく、離婚後も、父母双方が適切な形で子を養育する責任を果たすことが必要との問題点がありました。また、法務省の調査によれば、離婚後に共同親権が認められていない国は国際的にわずかであるとの調査結果も出ておりました。

そこで、日本においても離婚後も父母双方に親権を認める共同親権の導入が議論されており、今年の国会において改正された民法において、離婚後も父と母の双方が子どもの親権を持つという意味での共同親権の制度が導入されました。

第3 改正の概要

1 親権・監護等に関する規律の見直し

父母が協議上の離婚をするときは、その協議で父母の双方又は一方を親権者と定め(改正民法第819条第1項)、裁判上の離婚の場合には、裁判所が父母の双方又は一方を親権者と定めることとなります(改正民法第819条第2項)。そして、裁判所が親権者を定める際には、裁判所は「子の利益のため、父母と子との関係、父と母との関係その他一切の事情を考慮しなければならない」ものとされており、①「父親又は母親が子の心身に害悪を及ぼす恐れがあると認められるとき」、あるいは、②「父母の一方が他の一方から身体に対する暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動を受ける恐れの有無、父母の協議が調わない理由その他の事情を考慮して、父母が共同して親権を行うことが困難であると認められるとき」のいずれかに該当するとき、③「その他の共同親権とすることにより子の利益を害すると認められるとき」は、単独親権としなければならないとされています(改正民法第819条第7項)。したがって、民法が改正されたとしても、必ず共同親権となるという改正ではなく、子の利益の観点から、父母の協議が整わない理由や裁判所の判断によっては、改正後もこれまでと同様に一方の単独親

権とすることが認められます。

なお、共同親権を選択もしくは裁判所が共同親権と定めた場合であっても、「他の一方が親権を行うことができないとき」、「子の利益のために急迫の事情があるとき」や「監護及び教育に関する日常の行為」については、単独で親権を行使することが可能です(改正民法第824条の2第1項第2号、第3号、第2項)。

2 養育費の履行確保に向けた見直し

単独親権の問題点として挙げた養育費の取決率及び履行率が低調であることを改善するべく、父母の協議等による取り決めがない場合にも養育費の請求を可能とする「法定養育費制度」の導入(改正民法第766条の3)、養育費の支払いが滞った場合に、ほかの債権者よりも優先的に財産を差し押さえられる「先取特権」を付与することが定められました(改正民法第306条第3号、第308条の2)。これにより、養育費の請求や履行を確保するハードルを下げ、未払いの解消につなげることが期待されます。

3 安全・安心な親子交流の実現に向けた見直し

親子交流の取決率及び履行率が低調であるとの問題を改善するため、裁判所は、子の心身の状態に照らして相当でない認めざるべき事情がなく、かつ、事実の調査に必要と認める場合に、審判・調停前等に親子交流の試行的実施を促すことができるとの規定が追加され(改正人事訴訟法第34条の4、改正家事事件手続法第152条の3)、また、婚姻中別居の場面における親子交流についても、子の利益を最も優先して考慮した上で、親子交流について必要な事項を父母の協議、あるいは裁判所が定める旨が規定されました(改正民法第817条の13)。これら親子交流の試行的実施により、子にとって安全・安心な親子交流を実現することが目指されます。

さらに、裁判所は、子の利益のため特に必要があると認めるときは、父母以外の親族と子との交流を実施する旨を定めることができる旨が追加されました(改正民法第766条の2第1項)。そのため、今後は、これまで裁判所における面会交流の調停等においては、当事者の合意がない限り認められていなかった、祖父母等と子との交流が認められる可能性があります。

第4 まとめ

本稿では、これまで単独親権しか認められていなかったことで生じていた問題点に関して、共同親権など新しい制度が定められたことを解説してきました。一方で、共同親権が認められることで、両親の教育方針が対立し意思決定が難航するなど子どもへの負担が考えられる点や、一方の親が他方の親からDVやモラハラを受けていた場合にこれらから逃れられない可能性があるなどのデメリットも指摘されています。そのため、施行後5年をめぐり、制度などを再検討することになっております。

日本企業が米国に進出する際の留意点(米国EC実務対応)

弁護士 新澤 純



弁護士(日本・ニューヨーク州)
新澤 純
(にいざわじゅん)

<出身大学>
京都大学法学部
京都大学法科大学院
カリフォルニア大学ロサンゼルス校ロースクール(LL.M.)

<経歴>
2016年12月
最高裁判所司法研修所修了(69期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律事務所入所(大阪事務所)

2022年5月
カリフォルニア大学ロサンゼルス校ロースクール(LL.M.)修了

2022年9月～2023年2月
Jackson Walker法律事務所(ダラス、テキサス州)勤務

2023年3月～同年7月
Buchalter法律事務所(ロサンゼルス、カリフォルニア州)勤務

2024年2月
ニューヨーク州弁護士登録

<取扱業務>
渉外法務(米国進出等)、
訴訟・紛争、人事労務、
一般企業法務

第1 世界の越境EC総論

2022年の世界のBtoC-EC(企業と個人間のEC(Electronic Commerce、電子商取引))の市場規模は5.44兆USD(1USD145円換算で、約789兆円)で、2026年には7.62兆USD(約1105兆円)まで増加すると予想されています。2022年の国別EC市場シェアによれば、中国が50.4%、米国が18.4%、英国が4.5%、日本が3.1%で、中国と米国だけで世界全体の70%弱を占めています¹。

また、2022年の日本・米国・中国3か国間の越境ECの市場規模を見ると、中国の消費者が越境ECにより日本企業の製品やサービスを購入した金額は2兆2569億円(前年比5.6%増)、米国の消費者が越境ECにより日本企業の製品やサービスを購入した金額は1兆3056億円(前年比6.8%増)であり²、歴史的な円安を背景に、日本企業は、越境ECを通じて海外への製品・サービスの販売を増加させています。

なお、本稿では、「EC」の意義に関して、OECDの定義に倣い、製品・サービスの受発注がインターネットを介した電子的な方法で行われるもの、と定義します。

もともと、「越境EC」という場合、その取引態様には様々なバリエーションがあり、厳密には、自社ウェブサイトから(すなわち日本から)販売するのか、AmazonやeBay等の現地インターネットショッピングモールに出品するのか、現地法人を設立して現地で自社ウェブサイトから販売するのか、輸出・販売代行業者に委託して行うのかなどを区別して検討する必要があります。

本稿では、米国EC実務対応という観点から、取引形態を問わず、広く、日本企業が米国でEC事業を行う場合に留意すべき米国の法令等をご説明させていただきます。

第2 FTC法に基づく不公正・欺瞞的な行為又は慣行の禁止

米国では、連邦取引委員会(Fair Trade Commission。以下「FTC」といいます。)が、ECビジネスに対する規制を行っています。その守備範囲は広く、消費者保護(景品表示法を含む)、プライバシー保護、競争政策をカバーしており、日本の公正取引委員会、個人情報保護委員会、消費者庁を合わせたような監督当局であるといえます。

FTCは、事業者の不公正・欺瞞的な行為又は慣行を規制し、それらのビジネスから消費者を守

る権限を有しています。具体的には、商取引における、又は商取引に影響を及ぼす、不公正又は欺瞞的な行為又は慣行は違法であるとされています(“Unfair or Deceptive Acts or Practices”、FTC法第5条(a)(1)後段³)。これには、外国の商取引も含まれるとされていることから、日本企業もFTC法の域外適用を受ける可能性がある点に注意が必要です(FTC法第5条(a)(4)(A))。

「欺瞞的」行為とは、「①当該状況において合理的に行動する消費者を、②誤認させる可能性の高い表示、不表示、慣行であり、③当該表示等が重大(material)であること」と定義されています(FTC「欺瞞に関する方針声明」1983年10月14日⁴)。

「不公正」な行為とは、「①消費者によって合理的に回避可能でなく、②消費者に実質的な損害(substantial injury)を与えるか、または与える可能性があり、③当該実質的損害が、消費者又は競争に対する利益によって上回られないものであること」と定義されています(FTC法第5条(n))。

欺瞞的行為の規制が日本の景品表示法上の不当表示規制(景品表示法第5条)や独占禁止法上の欺瞞的顧客誘引規制(独占禁止法第2条第9項第6号ハ・一般指定第8項)に類似するものであるのに対し、不公正な行為の規制はより広い観点からの消費者保護、プライバシー保護の規制であると整理できます。

FTCは、命令に違反した事業者から民事罰を徴取できるほか、FTC法第5条に違反し、不公正又は欺瞞的な行為又は慣行であり禁止されると実際に知っていたか、または客観的な状況に基づき認識していたことが相当に暗示される場合には、連邦地方裁判所に提訴した上で、民事制裁金⁵を請求することができます(FTC法第5条(m)(1)(A))。その他にも、行政処分として、排除措置命令(FTC法第5条(b))、裁判所に対する差止請求(FTC法第13条(b))などの措置も規定されています。

第3 グリーンウォッシュ及びダークパターン

FTCは、製品が環境に配慮しているかのように誤認させる問題(いわゆる「グリーンウォッシュ」)に関し、環境に関する表示指針(グリーンガイド)の初版を1992年に公表し改定を重ねてきましたが、2022年12月に新たな改定に向けたパブリックコメ

ントの募集を開始しており、注目に値します。

また、FTCは、消費者が気付かない間に不利な判断・意思決定をするよう誘導する仕組みを持つウェブデザイン⁶(いわゆる「ダークパターン」)についても取り締まりを強化しています。例えば、2022年12月の、Epic Games社のオンラインゲームFortniteに関しては、FTCが、児童オンラインプライバシー保護法(COPPA)違反と、ダークパターンによる不正な課金誘導について同社を提訴し、最終的に同社が総額5億2000万USD(1USD145円換算で、754億円)を支払う旨の合意がなされました。アクションボタンのすぐ隣に「アイテム購入」ボタンを配置し、誤ってボタンを押したユーザーに確認を求めることなく、直ちに課金が発生していたほか、プレビューボタンと購入ボタンが場面によって異なる等、一貫性のない分かりにくいボタン構成により、不要な課金を誘発したことなどが理由であるとされています⁷。

第4 消費者保護法

米国における連邦レベルでの消費者保護法としては、FTC法に加えて、消費者製品安全委員会(Consumer Product Safety Commission。以下「CPSC」といいます。)が所管する消費者製品安全法(Consumer Product Safety Act)⁸が挙げられます。同法では、消費者向け製品の安全基準の策定、製造者への監査、調査、製造禁止命令、自主回収情報の管理、及び子供向け製品の安全確保のためのルール策定等を行っています。

また、2022年5月17日、米国法律協会(American Law Institute)は消費者契約法リステイトメント⁹(Restatement of the Law, Consumer Contracts)を承認・採択しました。COVID-19以降、EC販売が増加する反面、オンラインショッピングによる消費者被害への対応策という観点から、約款で消費者に不利な定めがある場合であっても、消費者は購入後に契約内容を検討する合理的な機会が与えられ、一定の条件を満たす場合には契約を解除することができることなどを内容とする条文が策定されています。

なお、FTC法やCPSAが連邦レベルでの法律であるのに対して、各州では独自の消費者保護法が制定されています。例えば、ニューヨーク州には、虚偽広告や不正な商行為を禁止する法律(New York Deceptive Trade Practice Law)、車販売に関する法律(New York Lemon Law)などが存在します¹⁰。

また、カリフォルニア州には、プロポジション65と呼ばれる(正式名称は「安全飲料水及び有害物質施行法(The Safe Drinking Water and Toxic Enforcement Act)」、カリフォルニア州の市民及び飲料水資源をがんや生殖機能異常などを引き起こすとされている化学物質から保護することを目的とする法律が存在します。プロポジション65では1000を超える

化学物質がリスト化されており、随時更新されています¹¹。カリフォルニア州で製品を製造してなくても、カリフォルニア州で販売・流通させる場合には、州の指定した警告文の表示が求められ、EC販売も対象となることから、同州向けに製品を販売・流通させる日本企業は、製品のパッケージや販売サイト上で警告表示を行う必要があります¹²。

第5 その他留意すべき法令

製造物責任法については前々号で述べた通りで¹³、米国各州の個人情報保護法については前号で述べた通りです¹⁴。また、障害者差別禁止法の一つである、障害をもつアメリカ人法(Americans with Disabilities Act。通称「ADA」)も重要です。同法は、障害者への差別を禁止するとともに、公共の場へのアクセシビリティを確保する一定の措置を講じることを義務付ける法律です。同法上は、物理的な店舗だけでなく、ECビジネスのプラットフォームも「公共の場」とされているため、例えば、視覚障害を持っている消費者用に、画面の音声読み上げソフト¹⁵を組み込むことや、聴覚障害を持っている消費者用に、ビデオのコンテンツにスクリプトやキャプションを添えることが必要になります。

- 1 経済産業省「令和4年度電子商取引に関する市場調査報告書」102頁(2023年8月)(https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/statistics/outlook/230831_new_hokokusho.pdf、2024年8月30日最終閲覧)
- 2 経済産業省・前掲注1) 105頁
- 3 15 U.S.C.845 (a)(1)(合衆国法典第15編第45条(a)(1))
- 4 https://www.ftc.gov/system/files/documents/public_statements/410531/831014deceptionstmt.pdf
- 5 FTCは毎年1月にインフレを踏まえて民事制裁金の上限額を調整しており、2024年1月10日以降、FTC法第5条違反に対する民事制裁金の最高額は違反ごとに51,744米ドルです(16 C.F.R.1.98(d)(連邦規則集第16編第1.98条(d)))。
- 6 消費者庁「景品表示法検討会報告書」第2の2(4)(2023年1月13日)(https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/meeting_materials/review_meeting_004_assets/representation_cms212_230302_01.pdf、2024年8月30日最終閲覧)
- 7 石村卓也「欧米でのダークパターン規制の動向と日本企業に求められる対応」(BizRis) <https://portal.bizrisk.iij.jp/article/darkpatterns>
- 8 15 U.S.C. Chapter 47 §2051-2089
- 9 リステイトメントとは、判例法の原則を条文化し、それに注釈と設例を付したものです。これが作られているのは、契約(Contracts)、代理(Agency)、抵触法(Conflict of Laws)、信託法(Trust)、原状回復(Restitution)、不法行為(Torts)、担保・保証(Security)、判決の効力(Judgements)、財産法(Property)、国際関係法(International Relations)をはじめとする、主として判例によって規律される法分野です(丸山英二「入門アメリカ法(第4版)」66-67頁(弘文堂、2020年))。リステイトメントの中でも、特に多くの州の判例で支持されてきた考え(規範、実体法)は、ブラックレターと呼ばれる。これは判例法を明文化する際に、明文化をゴシック体(Black Letter)で印刷していた昔の慣習の名残りであるとされています。
- 10 日本貿易振興機構(ジェトロ)ニューヨーク事務所「米国Eコマースビジネスにおける法的留意点」7-8頁(2018年3月)(https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/02/2018/dde176e8be6e7a7c/201803userrep.pdf、2024年8月30日最終閲覧)
- 11 <https://oehha.ca.gov/proposition-65/proposition-65-list>
- 12 日本貿易振興機構(ジェトロ)農林水産・食品課「よくある質問プロポジション65」(2020年6月)(https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/n_america/us/foods/exportguide/USCA_qa.pdf、2024年8月30日最終閲覧)
- 13 中央総合法律事務所季刊ニュース2024年春号(2024年4月発行、第114号)15頁
- 14 中央総合法律事務所季刊ニュース2024年夏号(2024年7月発行、第115号)16-17頁
- 15 JAWS、NVDA、VoiceOver等のソフトウェアが有名です。

非上場会社であるY社は、M社との吸収合併承認の件(以下「本件議案」といいます)を目的とする臨時株主総会(以下「本件総会」といいます)を開催することとし、招集通知に自社を宛先とする委任状用紙を同封して議決権の代理行使の勧誘をしました。株主Xは、当該委任状用紙を利用して、白地の代理人欄にA(Y社代表取締役)を、本件議案の賛否の記載欄の「否」に○印を記載した委任状(以下「本件委任状」といいます)をY社に返送しました。

Aは、本件総会において、Xの代理人として、本件議案に反対の議決権を行使しました。その後、Xは、Y社に対して株式買取請求権を行使し、裁判所に買取価格決定の申立てをしました。地裁・高裁は、本件委任状の返送は反対通知と認められないとして、申立てを認めませんでした。最高裁はこれを認め、地裁に本件を差し戻しました。

第1 序一株式買取請求権

議案について議決権を行使できる株主が株式買取請求権を行使するには、株主総会に先立って当該議案に反対する旨を会社に通知し(以下「反対通知」といいます)、株主総会において当該議案に反対しなければなりません(会社法第785条第2項第1号イ)。

反対通知は会社に対する明示的かつ確定的な議案に対する異議の表明である必要があり、当該議案に反対する旨を記載した議決権行使書面を会社に提出することで反対通知があったものと認められるが、委任状については、それは代理人となるべき者に議案に反対する方向で議決権を行使することを委任する旨の意思表示が記載されているにすぎず、会社の勧誘に応じて会社作成の委任状用紙を利用して議案に反対の記載のある委任状を会社に提出しても、これを反対通知とみることができないと解されてきました。

第2 最決令和5年10月26日民集77巻7号1860頁

(以下「本決定」といいます)

本決定は、反対通知の趣旨は、会社に対し、当該議案に反対する株主の議決権の個数や株式買取請求がされる株式数の見込みを認識させ、当該議案を可決させるための対策を講じたり、当該議案の撤回を検討する機会を与えるためであると、株主総会に先立って議案に反対する旨の議決権の代

理行使を第三者に委任することを内容とする委任状を会社に送付した場合であっても、当該委任状が作成・送付された経緯やその記載内容等の事情を勘案して、当該議案に反対する旨の株主の意思が会社に表明されているといえるときは、会社において、上記見込みを認識するとともに、上記機会が与えられているといえるから、当該送付は反対通知に当たると解することが相当であると、本件委任状について、それは、Y社が、Xに対し、宛先を自社とする本件委任状用紙を送付して議決権の代理行使を勧誘し、Xが、これに応じて、本件委任状用紙の各欄に記載するなどして作成し、Y社に返送したものであって、Xが本件賛否欄に記載したところは、代理人となるべき者に対して議決権代理行使の内容を指示するだけのものではなく、上記勧誘をしてきたY社に対する応答でもあったといえることができるとして、本件委任状の送付を反対通知と認めました。

第3 検討

議決権行使書制度強制会社が上場会社である場合、その取締役が議決権を行使できる株主全部に対して金商法に従い委任状勧誘をする場合、議決権行使書制度が免除されます(会社法第298条第2項、施行規則第64条)。このような委任状勧誘に応じて行われた委任状の提出は、議決権行使書と同様に処理することが妥当です。

本決定は、これを超えて一般的に、しかも、代理人が代表取締役であることを重視せずに、①会社が宛先を自社とする委任状用紙を送付して委任状を勧誘し、②株主が会社の送付した委任状用紙を利用して議案に反対の意思が示されている委任状を会社に返送する場合、それは、「会社に対する応答」でもあるとして、反対通知と認めました。

本決定の立場からは、当該議案に反対の記載のある私製の委任状を事前に会社に提出しても、反対通知とはならないでしょう。しかし、これによっても、当該議案に反対する株主の議決権の個数や買取請求がされる株式数の見込みを認識することができます。また、当該議案について議決権を行使できない株主が買取請求権を行使するには反対通知の必要はありません(会社法第785条第2項第1号ロ)。このようなことに配慮するとき、「反対通知」について一層柔軟に解釈することも今後の検討課題となるように思われます。

●所属弁護士等

弁護士 中務 正裕	弁護士 村野 讓二	弁護士 安保 智勇	弁護士 中光 弘	弁護士 中務 尚子	弁護士 村上 創	弁護士 小林 章博
弁護士 錦野 裕宗	弁護士 鈴木 秋夫	弁護士 藤井 康弘	弁護士 國吉 雅男	弁護士 瀧川 佳昌	弁護士 金澤 浩志	弁護士 堀越 友香
弁護士 平山浩一郎	弁護士 古川 純平	弁護士 山田 晃久	弁護士 赤崎 雄作	弁護士 角野 佑子	弁護士 浦山 周	弁護士 鍛冶 雄一
弁護士 高橋 瑛輝	弁護士 岩城 方臣	弁護士 大澤 武史	弁護士 本行 克哉	弁護士 西中 宇紘	弁護士 大口 敬	弁護士 富川 諒
弁護士 中務嗣治郎 (シニアカウンセル)	弁護士 岩城 本臣 (シニアカウンセル)	弁護士 森 真二 (シニアカウンセル)	弁護士 加藤 幸江 (シニアカウンセル)	弁護士 森本 滋 (オブカウンセル)		
弁護士 松本久美子	弁護士 田中 幸佑	弁護士 新澤 純	弁護士 小宮 俊	弁護士 榎本 辰則	弁護士 西川 昇大 (金融庁勤務中)	弁護士 藤野 琢也
弁護士 土肥 俊樹	弁護士 檀淵 陽	弁護士 加藤 友香	弁護士 小林 優吾 (民間企業勤務中)	弁護士 佐藤 諒一 (金融庁勤務中)	弁護士 半田 昇	弁護士 木村俊太郎
弁護士 河野 大悟	弁護士 小川 広将	弁護士 町田諒一郎	弁護士 峯川 弘暉	弁護士 今井 稜	弁護士 小山 詩音 (民間企業勤務中)	弁護士 三村 侑意
弁護士 野崎 佐季	弁護士 龜田孝太郎	弁護士 中村 優介	弁護士 内田孝太郎	弁護士 木村 瑠志	弁護士 森山 雄平	弁護士 横山 淳司
弁護士 佐々木 孝	弁護士 アダム・ニューハウス (オランダ系弁護士)	弁護士 カワムラコウジ (オランダ系弁護士)	弁護士 ルシング・ローマン	弁護士 カワムラコウジ (オランダ系弁護士)	弁護士 ロナルド・カルステイアン (オランダ系弁護士)	弁護士 八木 良一 (客員弁護士)
				弁護士 上田 泰豊 (法務部長)		